

# 列点を刻した土器

## はじめに

平城宮・京から出土した土器の中には、列点による記号を刻した土器が存在する。これらの列点記号に注目すると、平城宮・京のみならず地方官衙遺跡からも同じ配列の記号を記した資料が存在し、日本各地に一定程度分布していたとみられる。本稿では、平城宮・京出土の列点記号を刻す資料を提示し、若干の検討をおこなう。

### 1 列点を刻す資料 (図66)

**資料1** 二条大路南側溝北側に掘られた濠状遺構SD5100から出土した土師器杯Aである<sup>1)</sup>。口縁部外面に「□天□□平月□七十□」の墨書がある。内底面に、焼成後の刺突により、円形の列点記号を刻す。記号は列点で円を描き(外周列点と呼ぶ)、円周を6分割する点を起点として、中心点と結ぶ列点(放射状列点と呼ぶ)を刻す。また、起点の1点には「出」という文字を刻書し、他の5点には外側に鋭利な線を伸ばす。列点を割り付ける際に、この線を目安としてまず起点となる点を刻し、起点間の列点を割り付けたものと考えられる。列点は1~4mmの円形・不正円形・多角形を呈する浅い刺突による。この刺突具は箸の可能性もある<sup>2)</sup>。

**資料2** 平城宮東南隅を対象とした平城第32次補足調査<sup>3)</sup>で、南面大垣北雨落溝の灰黒砂層から出土した土師器皿Aの底部片である。底部外面をヘラ割りした後、一方向のヘラミガキを施す。内面には螺旋暗文がみられる。底部外面に対して焼成後に列点記号を刻す。資料1と同様、円を6分割する配列であり、放射状列点の起点の外側に鋭利な線を伸ばす点も共通する。列点は、断面が逆円錐形を呈し、一部に器面を搔きとったような放射状の痕跡が認められることから、刀子など先端が鋭利な刃物を回転させながら列点を刻したものとみられる。

**資料3** 資料1と同じく二条大濠状遺構SD5100木屑層から出土した土師器の皿または杯の底部片である。内面に螺旋暗文を施し、外面には木葉痕と指頭圧痕が残る。底部内面に対して焼成後に列点記号を刻す。記号は、八角形のうち一辺を欠く七角形を呈した外周の列点

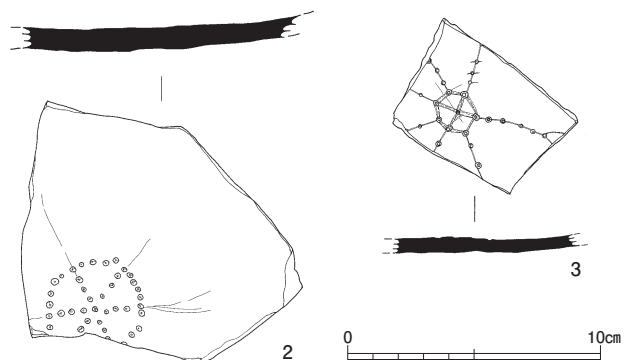
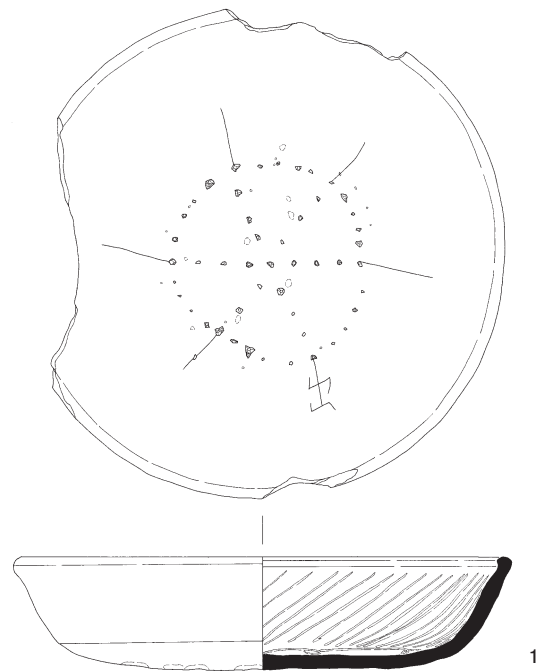


図66 列点を刻す資料 1 : 3

と中心点から構成される中心部分と、その外側に派生する部分からなる。中心部分は、中心点と外周の4点を繋ぐ十字と外周の列点間を繋ぐ幅0.5~1mmの直線から構成される。外側の派生部分は、中心部分の外周の各点を起点として細線を外方に伸ばし、線上に列点を刻す。この時、図上方に伸びる線に対してのみ、列点を刻す前に横方向の細線を引く。また右に伸びる線では、5点目にあたる点からさらに2本の細線が枝分かれしている。列点は、断面が逆円錐形を呈し、中央部分が一段深く窪んでいる。資料2と同様、刀子など先端が鋭利な刃物を回転させて列点を刻したものとみられる。

### 2 列点記号の意味

ここでは、資料1・2の円を6分割する配列の列点記号について検討する。

**列点記号の類例** 同様の列点記号は、管見の限り資料

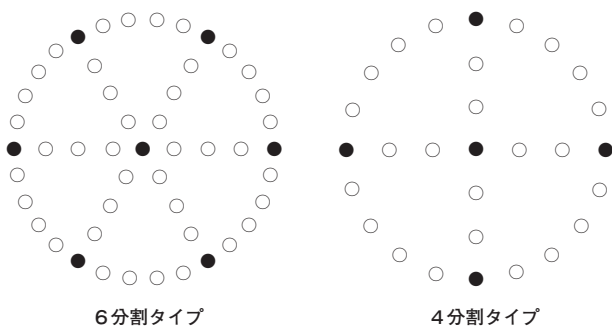


図67 列点記号の2類型

1・2を含めて7例ある。平城宮内裏北外郭SK820出土須恵器皿B底部には墨点で記号が記されており<sup>4)</sup>、秋田城跡北東建物SB680出土の磚にも同じ配列の記号が刻される<sup>5)</sup>。さらに、斎宮跡出土土師器杯蓋内面にも同様の配列に復元できる列点が刻されており<sup>6)</sup>、新潟県八幡林遺跡からは放射状列点3条を省略したと考えられる列点記号を刻した木皿が出土している<sup>7)</sup>。また、12世紀代に位置づけられる岩手県柳之御所遺跡出土折敷の裏面には、円を4分割する配列の列点記号が刻されている<sup>8)</sup>。

**列点記号の特徴** これらの記号は、いずれも①列点により円と中心点を描き、外周を分割する複数の起点と中心点との間を放射状列点により結ぶ、②放射状列点の起点となる外周上の一点から、5点目で次の起点に至る特徴が共通する。この列点記号は、資料1・2をはじめとする円を6分割するタイプと柳之御所遺跡例のように円を4分割するタイプの二者に分類でき(図67)、帰属時期より前者から後者への変遷が考えられる。

**ユンノリ盤面との類似** ユンノリ(윷놀이)とは「枱戯」・「擲枱」とも記される韓国の双六遊びである。正月などにおこなわれる伝統的な遊戯として韓半島において広く普及している<sup>9)</sup>。ユンノリの盤面(윷판(윷판))は列点で外周を描き、隅の四点から中心点にかけて列点を描くもので上記①・②と共通の特徴をもつ(図68)。現代韓国では四角形の盤面が主流であるが、かつての盤面は円形であった<sup>10)</sup>。その配列は柳之御所遺跡例と一致し、4分割タイプに位置づけられる。

**ユンノリと万葉集** ユンノリの最大の特徴は、六面体のサイコロではなく、かまぼこ形の断面形状を呈する4本の棒(윷(윷))を使用することである。『万葉集』には、「一伏三向(巻13-3284)」・「一伏三起(巻12-2988)」と書いて「ころ」、「三伏一向(巻10-1874)」と書いて「つく」とよませる用字があり、これらがユンノリの4本の棒の組み合わせに関連するとして、奈良時代にも似た遊戯が存在したと考えられている<sup>11)</sup>。

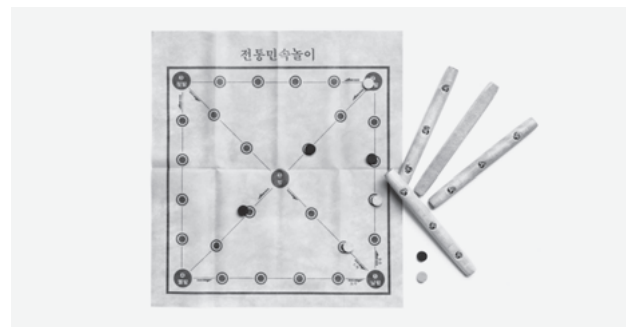


図68 韓国のユンノリ

**遊戯の盤面である可能性** 以上をふまえると6分割タイプの列点記号は、奈良時代に存在が推定されていた、ユンノリに似た遊戯の盤面である可能性が考えられる。6分割タイプの盤面を用いる遊戯が、古代の韓半島と日本において存在しており、韓半島では6分割タイプから4分割タイプへと変化し現代に伝わるが、日本では12世紀の柳之御所遺跡例が存在するものの現代までは伝わらなかったものと推測される。

まだ類例は少ないものの、列点記号は都城・地方官衙関連遺跡から出土する傾向が見て取れ、官人層を中心にこの遊戯が普及していた可能性がある。今後、日本国内および韓半島・中国においても類例の捜索が必要である。

なお、資料3の記号の類例は確認できていないが、列点を組み合わせる特徴や施文方法が資料1・2と共通しており、これも遊戯に関する記号の可能性がある。さらなる検討を続けたい。

(小田裕樹)

註

- 1) 奈良国立文化財研究所『平城京左京二条二坊・三条二坊発掘調査報告』、PL135-1301、1995。墨書の再釈読は史料研究室による。
- 2) 小田裕樹「箸の痕跡」『東アジア古文化論攷 2』2014。
- 3) 奈良国立文化財研究所『年報1967』1967。
- 4) 奈良国立文化財研究所『平城報告 VII』1976。
- 5) 秋田市教育委員会・秋田城跡調査事務所『秋田城跡一政庁跡一』2002。
- 6) 三重県斎宮跡調査事務所『三重県斎宮跡調査事務所年報1988史跡斎宮跡』1989。
- 7) 和島村教育委員会『八幡林遺跡』1994。
- 8) 岩手県教育委員会『柳之御所遺跡一第56次発掘調査概報』2003。
- 9) 朝鮮総督府『朝鮮の年中行事』、1931年ほか。なお、ユンノリの遊び方については、朴亨彬・李妍宰ご夫妻にご教示頂いた。
- 10) 葛城末治「萬葉集に出でたる三伏一向及び一伏三起の意義に就いて」『国語と国文学』2-9、1925。
- 11) 前掲葛城論文。垣見修司「『万葉集』と古代の遊戯一双六・打毬・かりうち」『唐物と東アジア』アジア遊学147、2011。